

## 西神中央あんしんすこやかセンター介護予防支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団仁有会が開設する西神中央あんしんすこやかセンター指定介護予防支援事業所（以下「西神中央あんしんすこやかセンター」という）が行う介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の保健師、または看護師、社会福祉士、介護支援専門員等が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という）に対し、適正な介護予防サービス計画書の作成及び介護サービス事業所との利用調整を行い、居宅要支援者等が居宅において日常生活を営むために必要なサービスの利用等ができるように支援を行う。

### (運営方針)

第2条 事業所の保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員等は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、要支援者状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることへの予防に努めるとともに、自立した日常生活ができるように配慮し、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスが利用できるように支援を行う。

### (事業所の名称等)

第3条 介護予防支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：西神中央あんしんすこやかセンター
- (2) 所在地：神戸市西区糺台5丁目6-1 西区文化センタービル6階

### (事業内容)

第4条 西神中央あんしんすこやかセンターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定の申請代行を行う。
- (2) 介護予防サービス計画書を作成する。
- (3) サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画書を基にサービス利用のための調整を行う。
- (4) 定期的なモニタリングを行い、生活ニーズに変化が見られる場合は、再度、介護予防サービス計画書を作成する。
- (5) 他の居宅介護支援事業所等へ、保健・福祉・医療等に関する各種サービス情報の提供を行う。

(介護予防支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第5条 予防介護支援の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：西神中央あんしんすこやかセンター  
—受付カウンター及び会議室
- (2) 使用する課題分析票の種類：神戸市標準様式
- (3) サービス担当者会議の開催場所：西神中央あんしんすこやかセンター会議室 ・本人宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として3ヶ月に1回程度
- (5) 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に提示する。
- (6) 交通費について第6条に規程する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。
  - ・片道 10km未満 500円
  - ・片道 10km以上、1km毎に100円加算
  - ・ 交通機関を利用した場合は実費負担
- (7) その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
- (8) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

(事業の実施地域)

第6条 事業実施地域は、神戸市西区糺台・狩場台・美賀多台・竹の台とする。

(対象者)

第7条 西神中央あんしんすこやかセンターの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 40歳以上64歳までの特定疾患の若年者及びその家族を対象とする。
- (2) 65歳以上の要支援状態等の高齢者及びその家族を対象とする。

(保健・福祉・医療との連携)

第8条 西神中央あんしんすこやかセンターは、次の機関と連携を図らなければならない。

- (1) 神戸市西区等の保険年金課・在宅支援課との緊密な連携を図る。
- (2) 指定居宅サービス事業所との緊密な連携を図る。
- (3) 指定介護保険施設との緊密な連携を図る。
- (4) 居宅介護支援事業所との緊密な連携を図る。
- (5) インフォーマルサービス事業所との緊密な連携を図る。

(職員の職種・員数及び勤務内容)

第9条 西神中央あんしんすこやかセンターに勤務する職員の職種・員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 (常勤職員・あんしんすこやかセンター職員と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 担当職員

保健師・看護師 1 名以上

社会福祉士 1 名以上

主任介護支援専門員 1 名以上

社会福祉主事 1 名以上

その他必要に応じて、介護支援専門員を配置する。

- (3) 事務職員 1 名

必要な事務を行う。(非常勤職員、居宅介護支援センター事務職員と兼務)

(営業日及び営業時間)

第10条 西神中央あんしんすこやかセンターの営業日及び営業時間は、事業者介護老人保健施設職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。

- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(事業実施上の留意事項)

第11条 西神中央あんしんすこやかセンターは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する

- (1) 職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるように留意する。
- (2) 利用者からの苦情は、管理者に報告するとともに、関係機関へ報告する
- (3) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催または参加、指針の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (4) 利用者及び事業所等から虐待の連絡通報を受けた際は、適切に対応するための体制整備を行い市区町村、警察棟と連携・協力をする。
- (5) 業務継続計画（BCP）の策定等、感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催する。
- (6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団仁有会が定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。